家族介護用品購入費の助成

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えができる引換券を交付します。

対 象 者 次のすべての条件を満たしている人を介護している家族の人
- 要介護認定において要介護４または要介護５と判定された人
- 在宅で介護を受けている人
- 市町村民税が非課税世帯の人（別居の家族が介護している場合は、その世帯も市町村民税非課税である必要があります。）

支 給 額 **月額7,000円** ※申請月からの引換券を交付しますので、申請はお早めに！

支給対象となる介護用品 大人用紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て介護用手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど

申請に必要なもの 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

申 請 先 健康対策課生活相談室または分庁総合窓口課

◀伯耆町ホームページ

問い合わせ先 健康対策課 生活相談室 0859-68-5535

高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な改修をする場合、介護保険の給付を超える部分について町の補助を受けることができます。

対 象 者 次のすべての条件を満たしている人
- 町内に住所を有し、在宅で生活している人
- 介護保険の要介護認定で、要支援１・２もしくは要介護１～５のいずれかに認定されている人
- 市町村民税が非課税世帯の人

対象となる住宅改修の種類
①手すりの取り付け
②段差の解消
③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
④引き戸などへの扉の取替え
⑤洋式便器などへの便器の取替え
⑥その他、①～⑤の改修に付帯して必要となる工事

補助金の交付額 介護保険の給付を超える部分について最大80万円が補助対象基準額となります。
補助率：２/３、補助上限額：53万３千円
※原則として、現在の住まいについて１回限りの交付となります。

申請について **工事着手前に申請**が必要です。
申請は随時受け付けています（予算がなくなり次第、終了）。

◀伯耆町ホームページ

問い合わせ先 健康対策課 生活相談室 0859-68-5535